

流山市市民参加推進委員会の評価シート

<b>対象事項</b>	<b>「低炭素建築物新築等計画」申請に伴う手数料条例改正(案)</b>
-------------	-------------------------------------

① 市民参加の方法

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>案件の内容(一般市民が申請する際にかかる手数料を変更)から、意見交換会・パブリックコメントの参加手法を選択したことはやむを得ない。但し、国の法律の基づく手数料の変更等については、予め市民参加がしやすい方法を構築して選択することが必要である。</p>		

② 市民参加の実施時期及び実施期間

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>国の政策の一環としての条例改正であるため実施時期等については概ね適切と言わざるを得ない。</p> <p>単独案件で見れば適切であるが、他の案件(市民生活に重要と思われる案件)と近い時期であったため、多少参加しづらかったかもしれない。</p> <p>ただし、パブリックコメントの実施期間内に意見交換会を設けたことは、意見交換会の中から新たなパブリックコメントが出る可能性があるため良いと思う。意見交換会の参加者が0件であったが、実施期間に問題があったとは思えない。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)他の案件と同じような展開であったことを考えると、決して不適切だったとは言えないが、はたして市民に理解できるものか疑問をもった。</p> <p>(2)時期・期間の問題以前に情報提供と手法に難がある。</p> <p>(3)ターゲットを絞り切れない時期・期間設定は行政側の都合の押し付けにすぎない。</p>		

③ 参加しやすい工夫

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>対象となる市民に対し、パブリックコメントや意見交換会の実施についての告知をし開催したことは、概ね適正と考える。</p> <p>意見交換会は1回であったが、市民文化会館を会場としたのは評価する。長期優良住宅との違い、税制優遇等について事前説明、市内ハウスメーカー等への事前周知等工夫が有ると、参加者が飛躍的に増え、周知徹底に繋がったのではないかと。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)市民参加に対する工夫(関係者への働きかけ等)が見られない。</p> <p>(2)意見を聞く対象者が不明である。</p> <p>(3)他の案件と同じ程度であるという意味では、決して不適切とまで言い切れないが、参加しやすい工夫をしても、案件そのものが市民参加には馴染まないのではないかと。</p> <p>(4)一般市民への参加を求めるには馴染まない案件と考えられる。低炭素建物自体を大いにPRし、手数料については建築申請があった時点で施主に説明すれば十分ではないかと。</p>		

④ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>市民等への情報提供として、広報紙やホームページで市民参加の方法を周知したことは評価するが、市民からの意見を聞くためには、もっと表現を分かりやすく工夫する余地が大いにある。</p> <p>「低炭素建築物」という名称の認知度も低く、業者を通しての手数料徴収になるために、市民の興味が薄かったのかもしれない。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)PR不足が否めない。例えば、事業者等への説明会等の実施を検討できなかったのか。</p> <p>(2)分かりにくい案件なのでより丁寧な情報提供、例えば、長期優良住宅との違いや税制優遇等について事前説明等工夫が有ると、参加者が飛躍的に増え、周知徹底に繋がったのではないかと。</p> <p>(3)本案件は、「手数料」のみを取り出し、説明することにはあまり意味がない。むしろ、「低炭素建物」の普及が基本であり、手数料はそれから派生する末端の事項であると考えべき。</p> <p>(4)情報提供も工夫なし。</p>		

⑤ 意見の取扱い

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>市民参加で得た意見がなかったことから、概ね適切であったとする。</p> <p>意見が無かった事に関し、庁内で「低炭素建築物」という新しい言葉を市民に分かりやすく説明すべきであったという反省が出ていたということは、評価できる。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b>                      (1)他の案件と同様であるが、意見が出ない現状をよく考える必要がある。</p>		

⑥ その他

<p>本対象事業の市民参加条例に関する評価及び改善についての各委員からの個別意見・提案等は次のとおり。</p> <p>(1)ヒアリングでの担当者の説明は市民参加に関する説明になっていなかった。事業内容の説明が中心だったのが気になった。</p> <p>(2)本事業内容については、名称から内容まで市民になじみのない内容だったのかもしれない。しかし、市民より市内のハウスメーカーなど事業者にとっては関心度の高いものと思われるので、事業者への周知が必要だったのではないかと。今後は、「低炭素建築物」という名称の浸透も図りつつ、市民参加に関しても周知していくよう努力して頂きたい。</p> <p>(3)本事業を市民参加の対象にした理由があったにもかかわらず、市民参加のあり方に対し試行錯誤の段階にあるように感じられる。この点は担当課のみの問題ではなく、行政サイドとしても、もう一度市民参加の意味を十分咀嚼し、その上で各課の業務との接点をどう捉えるかの、市職員の問題意識の向上と認識の一体化を図って欲しい。</p> <p>(4)もっと市民に分かりやすく説明し意見を求めることを考える必要があると思料する。</p> <p>(5)市民文化会館を準備して意見交換会を開こうとしていた案件だけに、市民の参加者が無かったという事は大変残念な結果である。今後は、意見交換会開催の前に、自治会等を通じて市民参加を促し、市民への低炭素建築物の普及・啓蒙等に努力してほしい。市民参加者に、低炭素社会構築に役立つ物品など用意し、市の取り組みを説明し、意見を求める場にしても良かったのではないかと。</p> <p>(6)流山市独自の施策の条例改正ではなく、パブリックコメント等からの意見を反映することが難しい(意見を改正の中で実現する権限というようなものも無い)中で、市民参加条例に抵触するがためにこのような手順を踏まなければならない担当部署の負担感も感じた。市民参加条例の規定により、市民の意見を取り入れて実現・改善することが出来る案件とそうでないものの仕分けが在る事案であった。</p> <p>(7)市民(施主)は、事業者(建設業)から本案件の内容を聞いているため、意見が出ないのではないかと。</p> <p>(8)パブリックコメント、意見交換会参加者ゼロの結果から、本事項のような案件について「手数料の徴収が発生する」ことを理由に市民参加を求めることは無理があるのではないかと。</p> <p>(9)意見交換会で参加者がいた場合、意見交換というより説明会になってしまうだろう。</p> <p>(10)パブリックコメントや意見交換会の結果から、明らかに市民参加手法に問題があったと指摘せざるを得ない。</p> <p>(11)用語(言葉)の難しさから、パブリックコメント等の結果は事前に予測できたと考えられる。漫然と二つの参加手法しか考えなかったことは悔やまれる。</p>
---

(注釈)評価シートの「適切である」、「概ね適切である」、「不適切である」の該当について

評価シートの記入基準を満たしていない→「不適切である」

評価シートの記入基準を満たしている→「概ね適切である」

評価シートの記入基準(※)等の案件に応じた工夫をしている→「適切である」